

奈良県告示第二百八十七号

母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

平成二十六年十一月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

五七五	指定証番号		
大和高田市西坊城二九五―一九	住所		
園田 紗弓	氏名		